

国民健康保険税の軽減等が変わります！

◆国民健康保険（国保）とは

国民健康保険とは、加入者全員で保険料を出し合い、必要な医療費に充てる助け合いの制度です。後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰でも国民健康保険に入ることが義務付けられています。国民健康保険に加入されると、4月1日を基準日として、世帯ごとに国保税が課税されます。

△国保資格の取得・喪失については必ず届出をしてください。

◆低所得者への軽減拡充

今年度から、低所得者に対する軽減措置の対象拡大のため、5割・2割軽減の判定基準が変更となりました。軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な方（未申告者）がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。（軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者の所得が含まれます）。

◎軽減判定所得

軽減割合	世帯の前年中の所得（世帯主等を含む）	
7割軽減	変更なし	33万円以下
5割軽減	改正後	$[33万円 + (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 26万円]$ 以下
	改正前	$[33万円 + (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 24万5千円]$ 以下
2割軽減	改正後	$[33万円 + (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 47万円]$ 以下
	改正前	$[33万円 + (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) \times 45万円]$ 以下

※特定同一世帯所属者とは・・・後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方で、喪失日以降も継続して同じ世帯に属する方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

◆賦課限度額の変更

医療分・後期高齢者支援金分・介護分の賦課限度額が変更となりました。

◎平成27年度 国民健康保険税税率表

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40歳以上65歳未満の方が対象)
所得割	8.9%	3.1%	2.9%
均等割	27,400円	8,900円	9,300円
平等割	25,800円	8,900円	7,000円
賦課限度額	520,000円 (改正前 510,000円)	170,000円 (改正前 160,000円)	160,000円 (改正前 140,000円)

※所得割・均等割・平等割の税率変更については「広報すおう大島4月号」に詳細を掲載しております。

◆納税通知書の送付

平成27年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送しておりますので、届きましたら内容を確認してください。加入者の皆さまのご理解、ご協力をお願い致します。

◆問い合わせ

- ・保険税について・・・税務課 課税第1班 ☎0820(74)1008
- ・資格について・・・健康増進課 医療保険班 ☎0820(73)5502